

福井県災害時受援・応援計画

(本編)

令和7年9月

福井県

平成31年3月 作成

令和2年11月 修正

令和7年9月 修正

目 次

はじめに P 1

第1編 受援計画編

第1章 県の受援体制	• • • • • P 2
第1節 組織体制	• • • • • P 2
第2節 被災市町への県職員の派遣	• • • • • P 7
第2章 実動機関からの応援受入れ	• • • • • P 10
第1節 警察	• • • • • P 10
第2節 消防（緊急消防援助隊）	• • • • • P 12
第3節 海上保安庁	• • • • • P 15
第4節 自衛隊	• • • • • P 17
第5節 応援部隊間の連携・調整	• • • • • P 20
第6節 ヘリコプターの運用調整	• • • • • P 21
第3章 行政機関からの応援受入れ	• • • • • P 23
第1節 人的・物的応援に関する共通事項	• • • • • P 23
第2節 人的応援の受入れ	• • • • • P 27
第3節 政府現地対策本部	• • • • • P 29
第4節 応援職員確保現地調整会議	• • • • • P 30
第5節 物的応援の受入れ	• • • • • P 31
第4章 執務スペースの確保	• • • • • P 37
第5章 緊急輸送ルート等の確保	• • • • • P 39

第2編 応援計画編

第1章 被災地の情報収集	• • • • • P 41
第2章 県の応援体制	• • • • • P 43

第3章 応援職員の派遣 ······ P46

はじめに

1 計画の目的

この計画は、本県で大規模な災害が発生した場合に、消防、自衛隊等の実動機関による救出・救助等の広域的な応援や、国および他の都道府県（以下「他県」という。）等の行政機関による人的・物的応援を円滑に受け入れるため、応援の要請手順および応援機関の救助活動拠点等をあらかじめ決定することにより、迅速かつ効果的に災害対応業務を実施する目的で策定するものである。

あわせて、他県で大規模な災害が発生した場合に的確な応援を行うため、被害情報の収集手順や本県の応援体制等をあらかじめ決定することにより、被災地における災害対応業務を効果的なものとする目的で策定するものである。

2 計画の位置づけ

この計画は、福井県地域防災計画（本編、震災対策編）に策定を位置づけられた受援・応援計画である。また、災害時における受援・応援に関する事務要領としても位置付ける。

なお、この計画は、訓練を通じた検証や関係機関の体制の変更等に応じて隨時見直しを行う。

3 対象とする災害

この計画は、被害の規模が甚大で、本県単独では十分な災害対応が実施できない自然災害を対象とする。

なお、石油コンビナート災害、大規模な事故災害その他の危機事象においても準用する。

4 計画の対象期間

対象期間は、業務量が急激に増加する初動期から応急期、復旧期（初期）までの概ね1か月間を想定する。

第1編 受援計画編

第1章 県の受援体制

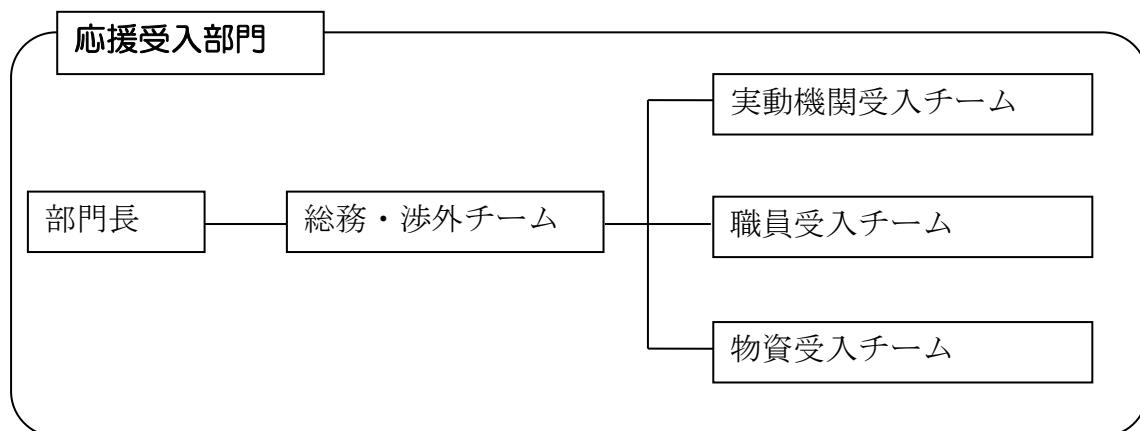
第1節 組織体制

1 応援受入部門

県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）の事務局内に、外部からの応援の受入れを総合的に調整する応援受入部門を設置する。

（1）構成

応援受入部門は、部門長、総務・渉外チーム、実動機関受入チーム、職員受入チーム、物資受入チームで構成する。



（2）応援受入部門長の業務内容

- ① 応援受入れに関する、総務・渉外チーム、実動機関受入チーム、職員受入チーム、物資受入チームが行う業務の総括
- ② 県災対本部への応援受入れに関する状況報告

（3）総務・渉外チームの業務内容

- ① 警察、消防、海上保安庁および自衛隊（以下「実動機関」という。）への派遣要請等
 - ・ 実動機関の連絡員の派遣依頼を行う
 - ・ 消防（緊急消防援助隊）、海上保安庁、自衛隊に対する派遣要請を行う
- ② 国や他県、県内市町への応援要請等
 - ・ 他県や被災していない県内市町に対する応援要請を行う
 - ・ 政府現地対策本部の設置に対応する
 - ・ 国（政府現地対策本部）に対する応援要請を行う

③ 実動機関等連絡調整会議の設置および開催

- ・ 実動機関等連絡調整会議を設置および開催し、情報の共有および救助活動拠点や進出拠点（以下「救助活動拠点等」という。）の調整を行う（実動機関受入チーム、警察、消防、海上保安庁、自衛隊、その他機関の連絡員が参加）

④ 受援・応援調整会議の開催

- ・ 実動機関以外の人員・物資について、受援・応援調整会議を開催し、被災市町のニーズに沿った人員および物資の配分を決定する（職員受入チーム、物資受入チーム、他県の情報収集職員等が参加）

⑤ 応援職員確保現地調整会議（以下、「現地調整会議」という。）への参加

- ・ 総務省の応急対策職員派遣制度における応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）の求めにより、現地調整会議に参加し、応援職員の派遣に関する必要な調整を行う（全国知事会、総務省、他都道府県の情報収集職員等が参加）

⑥ 実動機関の連絡員および他県からの情報収集職員等を受入れるにあたり、本部支援部門と共同で以下の事項に配慮する

<配慮すべき事項>

項目	環境整備の内容
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none">・ 応援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する・ 可能な範囲で、応援側の駐車スペースを確保する
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none">・ 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話機、インターネット回線等を用意する
宿泊場所に関するあっせん等	<ul style="list-style-type: none">・ 応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、災害時において確保が困難な場合があるため、平時においてリスト化する。・ 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。

(4) 実動機関受入チームの業務内容

① 県および市町における受援ニーズ・受援状況の把握

- ・ 実動機関に対する受援ニーズおよび受援状況を把握し、とりまとめる（何を／誰を、いつまで、どのくらいの数／量）

- ② 実動機関における応援可能性・応援状況の把握
 - ・ 実動機関からの連絡員を通じ、応援可能性（応援の申し出）および応援状況を把握し、とりまとめる
- ③ 救助活動拠点等の開設の調整・連絡
 - ・ 県から市町災害対策本部への派遣職員を通じて、被災市町に救助活動拠点等の被災状況等を確認する
 - ・ 救助活動拠点等の使用について実動機関からの連絡員および拠点等として使用する施設の管理者と調整を行う
- ④ 実動機関等連絡調整会議への出席、調整
 - ・ 総務・渉外チームに対し、必要となる実動機関の応援について報告するとともに、実動機関等連絡調整会議に出席し、調整を行う
- ⑤ 資源の管理
 - ・ 実動機関に関するニーズと受入れ状況から、資源の過不足を整理する。
- ⑥ 人的・物的資源管理表の作成・更新

資料編 p 2 1 人的・物的資源管理表（様式）

（5）職員受入チームの業務内容

- ① 県および市町における人的受援ニーズ・人的受援状況の把握
 - ・ 行政機関に対する人的受援ニーズおよび人的受援状況を把握し、とりまとめる（誰を、いつまで、どのくらいの量。県災害対策本部各班における個別の受援についても同様）
- ② 行政機関における人的応援可能性・人的応援状況の把握
 - ・ 市町災害対応支援班（同編同章第2節参照）とは別に、被災市町の業務支援のための県職員の応援に関して把握する
 - ・ 県内の被災していない市町と、応援職員に関して調整するとともに、応援状況を把握し、とりまとめる
 - ・ 他県や国の関係省庁等と、応援職員に関して調整するとともに、応援状況を把握し、とりまとめる
- ③ 応援職員の管理
 - ・ 人的受援ニーズと、現状の受入れ状況から、過不足を整理する
 - ・ 被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる応援職員を見積もる
 - ・ 総務・渉外チームに対し、必要となる応援職員について報告する
- ④ 応援職員の配置の決定
 - ・ 受援・応援調整会議で被災市町に対して配置する応援職員の職種・人數を調整・決定し、被災市町に連絡する
- ⑤ 人的・物的資源管理表の作成・更新

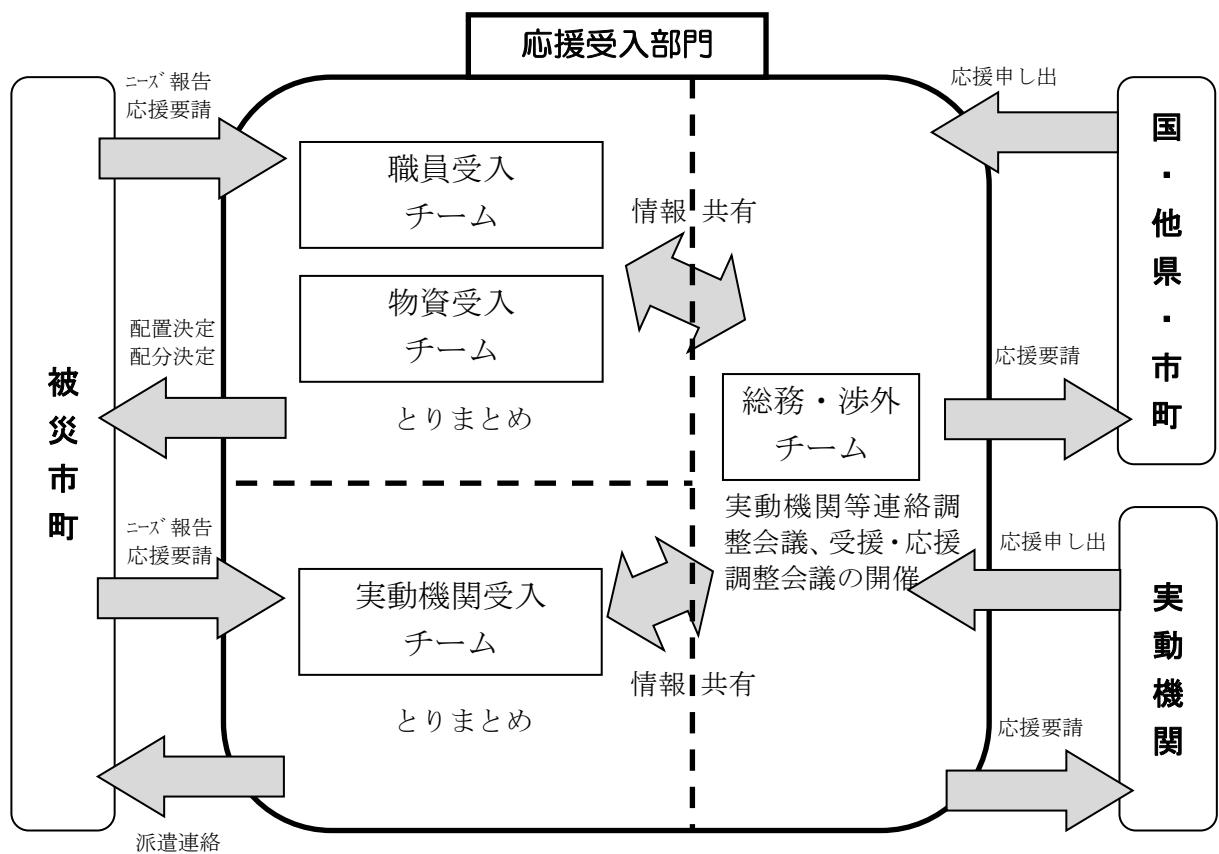
資料編 p 2 1 人的・物的資源管理表（様式）

(6) 物資受入チームの業務内容

- ① 県および市町における物的受援ニーズ・物的受援状況の把握
 - ・ 物的受援ニーズおよび物的受援状況を把握し、とりまとめ（何を、いつまで、どのくらいの数。県災害対策本部各班における個別の受援についても同様）
- ② 物的応援可能性・物的応援状況の把握
 - ・ 県および被災していない市町の物的応援可能性（物資の備蓄状況等）を把握するとともに、物的応援状況をとりまとめ、応援に関して調整する
 - ・ 国、他県、民間企業等からの物的応援可能性（物資の備蓄状況等）を把握するとともに、物的応援状況をとりまとめ、応援に関して調整する
- ③ 物資の管理
 - ・ 物資の受援ニーズと、現状の受入れ状況から、過不足を整理する
 - ・ 被災地の状況を踏まえ、今後求められる物資を検討し、必要となる物資を見積もる
 - ・ 総務・渉外チームに対し、必要となる物資について報告する
- ④ 物資の配分の決定
 - ・ 被災市町に対して配分する物資の品目・数量を調整・決定し、被災市町に連絡する
- ⑤ 物資受入要員の配置、支援
 - ・ 地域防災基地および広域物流拠点において物資の入出庫管理等を行う物資受入要員を配置する。またその活動を支援する
- ⑥ 人的・物的資源管理表の作成・更新

資料編 p 2 1 人的・物的資源管理表（様式）

図1 応援受入部門の機能



第2節 被災市町への県職員の派遣

1 市町災害対策本部派遣職員の派遣

知事は、被害情報等を収集するため、以下の場合にあらかじめ市町ごとに指定した職員を当該市町に派遣する。

- ・市町が災害対策本部を設置した場合
- ・市町で震度5強以上が観測された場合（自動派遣）
- ・市町で津波警報または大津波警報が発表された場合（自動派遣）

県災対本部（防災部門）は、市町災害対策本部（以下「市町災対本部」という。）に市町災害対策本部派遣職員を派遣する旨を連絡する。また、市町災害対策本部派遣職員の市町災対本部への参集状況を確認する。

資料編 p 9～10 市町の連絡先（一覧表）

資料編 p 11 市町災対本部等への職員派遣

（1）業務内容

- ・情報収集および県災対本部（情報収集部門）への報告
- ・県災対本部における決定事項および情報の、市町災対本部への伝達
- ・市町災害対策本部会議等への出席、県災対本部（情報収集部門）への結果報告
- ・災害現場からの情報収集
- ・市町災対本部から消防（緊急消防援助隊）および自衛隊の派遣要請に関する要求等を受けた際の、県災対本部への報告
- ・市町の受援班／受援担当（※1）と連携し、市町の受援ニーズおよび受援状況について把握（市町災対本部各班における個別の受援についても把握）
(※1…市町において災害対策本部内に専任される、応援の受け入れに関する府内調整、受援に関するとりまとめを行う班もしくは担当者のこと)
- ・その他（県災対本部からの要請・指示事項の伝達）

（2）派遣期間

発災後から概ね1週間（ただし、後述の市町災害対応支援班が派遣された場合は、業務を引き継いで、派遣終了とする。）

（3）情報共有

県災対本部（防災部門）は、市町災対本部に市町災害対策本部派遣職員を派遣する旨を連絡した際には、県災対本部（応援受入部門全チーム）内において、氏名や連絡先等を情報共有する。

2 市町災害対応支援班の派遣

知事は、市町災対本部の最初動を支援するため、被災市町から市町災害対応支援班（以下「支援班」という。）の派遣要請があった場合、または市町災害対策本部派遣職員が収集した被災地の情報等をもとに知事が必要と認めた場合に、支援班を派遣する。

県災対本部（防災部門）は、支援班を参考するとともに、派遣する市町や派遣ローテーション等を決定し、その結果を市町災対本部に連絡する。

資料編 p 5～8 福井県市町災害対応支援班活動実施要領

（1）支援班の構成

支援班は、県危機管理課における勤務経験者を班長とする1班12名体制とする。（内訳：班長、事務、土木、建築、農業（土木）、保健師等）

（2）業務内容

区分	業務内容	
事務	班長	<ul style="list-style-type: none">・災害応急対策に係る助言・県災対本部との総合連絡調整 (例：市町災対本部長への助言)
	事務	<ul style="list-style-type: none">・被災状況把握・物資調達、物資供給に係る業務・避難所開設、避難者、運営の状況等の把握業務 (例：被災状況のとりまとめ等の資料作成)
土木	<ul style="list-style-type: none">・道路、橋梁、河川、下水道等の土木施設の応急復旧対策に係る助言・業務・土木関係に係る県災対本部との連絡調整（情報収集等） (例：被害道路の把握、応急対策工事の指示、県との調整)	
建築	<ul style="list-style-type: none">・建築物の応急危険度判定に係る業務・建築関係に係る県災対本部との連絡調整（情報収集等） (例：建物の応急危険度判定士の班編成、県との調整)	
農業 (土木)	<ul style="list-style-type: none">・農林水産施設等の応急復旧対策に係る助言・業務・農林水産業関係に係る県災対本部との連絡調整（情報収集等） (例：農業施設の被害の把握、応急対策工事の指示)	
保健 師等	<ul style="list-style-type: none">・被災地での公衆衛生活動や被災者の健康管理に係る県災対本部との連絡調整 (例：被災地の保健医療福祉機関の稼働状況把握、被災地への保健師や薬剤師等の派遣に係る県災対本部または健康福祉センターとの調整)	

(3) 携行品等

県災対本部（防災部門）は、支援班に対し、支援班用の携行品や車両等の移動手段を準備する。

<想定する携行品>

食料、飲料水、寝袋、毛布、パソコン、通信機器（公用携帯電話・衛星通信設備・衛星携帯電話等）、デジタルカメラ、地図、防寒着、ヘルメット、手袋、マスク、筆記用具、携帯トイレ、プライベートテント、簡易テント、ウェットティッシュ、ポータブル蓄電池、充電器、内履き、長靴

(4) 派遣期間

発災後から概ね1～2週間とする。（ただし、被災状況等により、必要に応じて派遣期間を延長する。）

(5) 情報共有

県災対本部（防災部門）は、市町災対本部に支援班を派遣する旨を連絡した際には、県災対本部（応援受入部門全チーム）内において、氏名や連絡先等を情報共有する。

第2章 実動機関からの応援受入れ

1 用語の定義

(1) 進出拠点

実動機関の部隊が本県に向かって移動する際の目標となる拠点をいう。

(2) 救助活動拠点

実動機関の部隊が被災地において各部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う公園や防災機能を有する道の駅などの広域的な防災拠点をいう。

資料編 p 12～15 活動拠点一覧表

<広域圏からの受入れが想定される相互応援協定締結府県>

富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県

第1節 警察

1 連絡員の派遣

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、福井県警察本部に対して連絡員の派遣を依頼する。

県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）は、連絡員を通して連絡調整を行う。

連絡員の派遣依頼先：福井県警察本部（警備課）

連絡員の執務スペース：6階大会議室または10階1001会議室

資料編 p 16 実動機関の連絡先（一覧表）

2 警察災害派遣隊への要請

県公安委員会は、警察法第60条第1項に基づき、警察庁または他の都道府県警察に対し、援助（警察災害派遣隊の派遣）を要求するとともに、1の連絡員を通じ、要求内容を県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）と情報共有する。

警察法

（援助の要求）

第六十条 都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

3 警察災害派遣隊の活動任務

- ・情報の収集および連絡
- ・避難誘導
- ・救出救助
- ・検視、死体見分および身元確認の支援
- ・緊急交通路の確保および緊急通行車両の先導
- ・行方不明者の捜索
- ・治安の維持
- ・被災者等への情報伝達
- ・被災地等における活動に必要な通信の確保及び情報技術の解析
- ・上記に掲げるもののほか、福井県警察本部長が特に指示する活動

4 進出拠点および救助活動拠点

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チームおよび実動機関受入チーム）および警察は、部隊の進出拠点および救助活動拠点を被災地域や候補地の被害状況等を勘案の上、実動機関等連絡調整会議で協議し、決定する。

5 救助活動拠点の開設

救助活動拠点の開設は、警察が自ら行う。

6 活動終了

県公安委員会は、県災対本部および警察庁との調整に基づき、警察災害派遣隊の活動終了を判断する。

第2節 消防（緊急消防援助隊）

1 応援要請

（1）知事による応援の要請

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、次の場合に、消防組織法第44条第1項に基づき、消防庁に対し、応援等の要請を電話連絡により直ちに行う。なお、書面による連絡は、詳細な災害の状況および応援等に必要な隊の種別・規模等を把握した段階でファクシミリにより行う。

- ① 大規模災害または特殊災害が発生し、災害の状況および県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合
- ② 災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合
- ③ 被災地の市町から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合
 - ・代表消防機関：福井市消防局
 - ・代表消防機関代行：敦賀美方消防組合消防本部および嶺北消防組合消防本部

消防組織法

（非常事態における消防庁長官等の措置要求等）

第四十四条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

資料編 p 17 消防関係機関の連絡先（一覧表）

（2）市町長による緊急消防援助隊応援要請の依頼

被災市町は、大規模災害または特殊災害が発生し、災害の状況ならびに当該被災市町および県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合、市町災害対策本部派遣職員がすでに到着している場合はその派遣職員に、到着していない場合は県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）に対し、当該応援が必要である旨を直ちに連絡する。なお、書面による報告は、詳細な災害の状況および応援等に必要な隊の種別・規模等を把握した段階でファクシミリにより行う。

派遣職員もしくは県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）に対して上記の連絡ができない場合は、消防庁に対し、その旨を直ちに電話により連絡する。

なお、書面による報告は、詳細な災害の状況および応援等に必要な隊の種別・規模等を把握した段階でファクシミリにより行う。

(3) 応援要請実施および応援決定の通知

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合ならびに消防庁から応援決定通知を受けた場合は、その旨を被災市町および代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）に対し、通知する。

また、県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、応援要請を実施したことおよびその内容について、県災対本部（実動機関受入チーム）内で情報共有する。

2 福井県消防応援活動調整本部の設置

県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）は、緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、福井県消防応援活動調整本部を設置する。なお、被災地が一つの場合であっても、関係機関との調整等の必要性を踏まえ、必要と認める場合は、同様の組織を設置する。

① 設置場所：県庁舎10階1001会議室

② 調整本部長：消防保安課長

③ 調整本部副本部長：指揮支援部隊長（※2）

（※2）指揮支援部隊を統括し、被災地に係る県災対本部長または調整本部長を補佐し、および指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者。

④ 調整本部員：消防保安課（県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム））

の職員

代表消防機関または代表消防機関代行の職員

被災地を管轄する消防（局）本部の職員

防災航空隊副隊長

⑤ 主な業務内容

- ・被災地消防本部、消防団、県内消防応援隊、緊急消防援助隊の活動調整
- ・航空運用調整班との連絡調整

3 進出拠点

県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）は、部隊の進出拠点について被災地域や候補地の被害状況等を勘案の上、消防庁および被災地消防本部と福井県消防応援活動調整本部において協議する。

県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）は、消防庁において決定された進出拠点について、進出拠点担当消防本部に対して連絡する。進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣する。

4 救助活動拠点

県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）は、部隊の救助活動拠点について被災地域や候補地の被害状況等を勘案の上、消防庁および被災地消防本部と福井県消防応援活動調整本部において協議する。

県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）は、消防庁において決定された救助活動拠点（宿営場所）について、宿営場所担当消防本部に対して連絡する。宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣する。

5 活動終了

被災市町は、指揮支援本部長（※3）からの活動報告、合同調整所（同編同章第5節3）における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断し、県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）へ直ちに電話によりその旨を連絡する。

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定し、消防庁長官、被災地の市町および指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知し、書面による通知をファクシミリにより速やかに行う。

（※3）被災地の消防本部および消防団、県内消防応援隊ならびに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、被災地に設置する本部の長。被災地を管轄する消防長が担う。

6 福井県緊急消防援助隊受援計画

1から5を含む緊急消防援助隊の応援要請等については、別に定める「福井県緊急消防援助隊受援計画」によるものとする。

第3節 海上保安庁

1 連絡員の派遣

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、海上保安庁に対して連絡員の派遣を依頼する。

県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）は、連絡員を通して連絡調整を行う。

連絡員の派遣依頼先：敦賀海上保安部（警備救難課）

連絡員の執務スペース：6階大会議室または10階1001会議室

2 応援の要請

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、海上保安庁の応援を必要とするときは、災害対策基本法第70条第3項または第74条の4に基づき、第八管区海上保安本部に対し、応援要請する。

災害対策基本法
(都道府県の応急措置)

第七十条第三項 第一項（都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。）の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

（指定行政機関の長等に対する応援の要求等）

第七十四条の四 第七十一条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

資料編 p 1 6 実動機関の連絡先（一覧表）

資料編 p 2 4 海上保安庁応援要請書

（1）要請先

第八管区海上保安本部（警備救難部環境防災課）

敦賀海上保安部（警備救難課）

（2）要請の方法

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、応援要請する際、次の事項を明らかにした要請書を第八管区海上保安本部に提出する。

ただし、事態が急を要する場合は、口頭により連絡員を通じて敦賀海上保安部または第八管区海上保安本部に要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ・災害の状況および応援を要請する理由
- ・応援を必要とする期間
- ・応援を必要とする区域および応援内容
- ・その他参考となるべき事項

(3) 応援の内容（海上保安庁防災業務計画）

- ・傷病者、医師、避難者等または救援物資等の緊急輸送
- ・巡視船を活用した医療活動場所および災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ・その他県および市町が行う災害応急対策の応援

3 進出拠点および救助活動拠点

県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）および海上保安庁は、部隊の救助活動拠点等を被災地域や候補地の被害状況等を勘案の上、実動機関等連絡調整会議で協議し、決定する。

4 救助活動拠点の開設

救助活動拠点の開設は、海上保安庁が自ら行う。

5 応援の終了

県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）は、応援の終了について、市町災対本部および県現地災害対策本部での調整に基づき、海上保安庁と協議の上、決定する。

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、上記決定に従って、海上保安庁へ応援の終了について通知する。

第4節　自衛隊

1 連絡員の派遣

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、自衛隊に対して連絡員の派遣を依頼する。

県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）は、連絡員を通して連絡調整を行う。

連絡員の派遣依頼先：陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）

海上自衛隊舞鶴地方総監部（防衛部第3幕僚室）

航空自衛隊第6航空団（防衛班）

連絡員の執務スペース：6階大会議室または10階1001会議室

2 福井地方協力本部への連絡員の派遣要請

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、1の部隊から派遣される連絡員は、県庁到着までに時間を要するため、それまでの間は、福井地方協力本部に連絡員の派遣を依頼する。

県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）は、福井地方協力本部の連絡員を通して連絡調整を行う。

連絡員の派遣依頼先：自衛隊福井地方協力本部（総務課）

連絡員の執務スペース：6階大会議室

3 災害派遣の要請

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、自衛隊に対する災害派遣の要請について市町災対本部から要求を受け、その要求の事由が適切と認めた場合、または既に得られた被害状況および市町との通信途絶の状況等に基づき自らの判断で派遣を要請する場合は、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

自衛隊法

（災害派遣）

第八十三条　都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

資料編 p 16 実動機関の連絡先（一覧表）

資料編 p 25～27 自衛隊災害派遣・撤収要請書

（1）要請先

陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）

海上自衛隊舞鶴地方総監部（防衛部第3幕僚室）

航空自衛隊第6航空団（防衛班）

(2) 要請の方法

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、派遣要請する際、次の事項を明らかにした災害派遣要請書を要請先に提出する。

ただし、事態が急を要する場合は、口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ・災害の状況および派遣を要請する理由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域および活動内容
- ・その他参考となるべき事項

(3) 救援活動の内容（防衛省防災業務計画）

- ・被害状況の把握
- ・避難の援助
- ・遭難者等の搜索救助
- ・水防活動
- ・消防活動
- ・道路または水路の啓開
- ・応急医療、救護および防疫
- ・人員および物資の緊急輸送
- ・給食、給水および入浴支援
- ・物資の無償貸付または譲与
- ・危険物の保安および除去
- ・その他

(4) 市町災対本部による災害派遣要請の要求

市町災対本部は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは市町災害対策本部派遣職員がすでに到着している場合はその派遣職員に、到着していない場合は県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）に対し、災害対策基本法第68条の2に基づき、2（2）の事項を明示した要請書により、自衛隊に災害派遣の要請を行うよう要求する。

ただし、事態が急を要する場合は、口頭により以下の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合は、その旨および地域に関わる災害の状況を最寄りの部隊に報告し、事後速やかに県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）に対してもその旨を報告する。

**災害対策基本法
(災害派遣の要請の要求等)**

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、市町災対本部から自衛隊に災害派遣を要請するよう要求を受けたときは、前述（2）のとおり自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

（5）市町災対本部への連絡

県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）は、自衛隊が災害派遣を決定した場合は、市町災対本部に連絡を行う。

4 進出拠点

自衛隊の進出拠点については、県外にある最寄りの基地等を基本とする。

5 救助活動拠点

県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）および自衛隊は、部隊の救助活動拠点（指揮所、宿営場所）を被災地域や候補地の被害状況等を勘案の上、実動機関等連絡調整会議で協議し、決定する。

6 撤収等

県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）は、派遣の撤収や規模の縮小について、市町災対本部および県現地災害対策本部での調整に基づき、自衛隊と協議の上、決定する。

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、撤収要請する際、撤収要請書を災害派遣の要請先に提出する。

第5節 応援部隊間の連携・調整

1 福井県災害対策本部会議への出席

県災害対策本部長（知事）は、必要と認める場合には、陸上自衛隊第14普通科連隊、敦賀海上保安部、消防機関の代表、その他の防災関係機関に対して県災害対策本部会議への出席を求め、防災関係機関との連携推進に関する事項や防災関係機関に対する応援要請に関する事項について協議する。

2 実動機関等連絡調整会議の開催

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、実動機関等の相互の連絡調整体制を確保し、情報の共有化および活動の調整を図るため、必要に応じて実動機関等連絡調整会議を開催する。

なお、消防（緊急消防援助隊）の出動により福井県消防応援活動調整本部が設置される場合には、実動機関等連絡調整会議を必要に応じて同時に開催し、幅広い情報の共有と活動の調整を実施する。

3 合同調整所の設置

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、必要に応じて災害現場の近くに合同調整所を設置し、現場で活動する実動機関の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有および活動調整を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第6節 ヘリコプターの運用調整

1 航空運用調整班の設置

県災対本部は、県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターが災害応急対策に従事する場合に、ヘリコプターの安全かつ効率的な運用調整を行うため県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）内に航空運用調整班を設置する。

- ① 設置場所：県庁舎10階1001会議室
- ② 班長：福井県防災航空隊副隊長
- ③ 参画機関：自衛隊（陸上、海上、航空）、海上保安庁、福井県警察本部、福井県防災航空隊、その他（国土交通省、緊急消防援助隊等）
- ④ 業務内容：
 - ・参画機関に対する災害応急対策活動への参加可能性調査
 - ・ヘリコプターによる災害応急対策活動の運用調整
 - ・ヘリコプターの安全運航に関する調整
 - ・ヘリコプターの災害応急対策活動に関連する情報収集・提供
 - ・その他必要な事項

航空運用調整班は、福井県消防応援活動調整本部が設置されたとき（同編同章第2節2参照）は、福井県消防応援活動調整本部と連携してヘリコプターの運用調整を行う。

2 ヘリコプターの運用拠点

県災対本部は、複数のヘリコプターを効率的かつ安全に運用するための拠点として、福井空港および若狭ヘリポートを活用する。

3 ヘリコプターによる救援の活動要請の流れ

ヘリコプターによる救援の活動要請の流れは、以下のとおりとする。

- ① 市町または消防は、県防災航空事務所長に対し、ヘリコプターによる救助・救急、消火活動等の救援を要請する。
- ② 上記要請を受けた防災航空事務所は、県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）に要請内容を伝達する。
- ③ 県災対本部は、航空運用調整班を設置する。
- ④ 県災対本部（応援受入部門実動機関受入チーム）は、航空運用調整班と活動調整を行う。
- ⑤ 航空運用調整班は、要請内容を整理した上で、参画機関の連絡員を通じてヘリコプターによる災害応急対策活動を要請する。
- ⑥ 班長は、各参画機関と活動の調整を図る。
- ⑦ 各参画機関は、要請に基づき、迅速かつ安全に運航、活動する。

4 航空燃料の補給

- ① 燃料補給は、原則として福井空港で行う。ただし、被災地が遠隔地である場合など、必要に応じて若狭ヘリポートにおいても燃料補給を行う。
- ② 県災対本部（応援受入部門物資受入チーム）は、ヘリコプターへの燃料補給について、航空機燃料取扱業者に対し、協力を要請する。

5 無線運用

応援活動を円滑に行うため、県内における無線運用体制については、以下のとおりとする。

- ・ 航空機相互間通信共通波：122.60MHz
- ・ 災害時飛行援助共通波：123.45MHz

6 福井県緊急消防援助隊受援計画および航空部隊受援計画

1から5を含むヘリコプターの運用調整等については、別に定める「福井県緊急消防援助隊受援計画」および「福井県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」によるものとする。

第3章 行政機関からの応援受入れ

第1節 人的・物的応援に関する共通事項

1 他県からの情報収集職員の受入れ

県災対本部（応援受入部門職員受入チーム）は、県内で大規模な災害発生後に他県から派遣されてくる情報収集職員を受入れ、応援・支援の連絡調整を行う。

資料編 p 18～19 相互応援協定締結府県の連絡先（一覧表）

＜情報収集職員の派遣が想定される団体＞

- ・ 全国知事会（全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定）
- ・ 関西広域連合（近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定）
- ・ 中部9県1市における主たる応援県（災害応援に関する協定）
- ・ 岐阜県、奈良県、石川県、富山県（各県との相互応援に関する協定）
- ・ その他の県（協定に基づかず、独自の判断で派遣）

（1）受援・応援調整会議の開催

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、他県からの情報収集職員に対し、被害状況について情報提供するとともに、受援ニーズ・応援申し出の調整を図る受援・応援調整会議を必要に応じて開催する。

（2）執務スペースの手配

県災対本部（本部受入部門）は、他県から派遣される情報収集職員の執務に必要なスペース（10階1007会議室を基本とする。）を手配する。

2 他県への応援要請

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、必要と認めるときは、以下の応援協定に基づき、他県に対し、人的・物的応援の要請を行う。ただし、国の関係省庁等が応援・受援の調整を行うことになった業務（同章第2節参照）については、国の関係省庁等に対し、府内担当部課が応援の要請を行う。

（1）単独の県との協定に基づく応援要請

- ① 岐阜県との「災害時の相互応援に関する協定」
- ② 奈良県との「福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定」
- ③ 石川県との「福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定」

（2）複数の県との協定に基づく応援要請

- ① 北陸3県による「北陸三県災害時等の相互応援に関する協定」
 - ・構成団体：石川県、富山県、福井県
 - ・要請先：石川県または富山県
 - ・応援内容：各県との間で調整

② 近畿2府7県による「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」

- ・構成団体：福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合

- ・要請先：関西広域連合（兵庫県）

- ・応援内容：関西広域連合が割り当てた応援県との間で調整

③ 中部9県1市による「災害時等の応援に関する協定」

- ・構成団体：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市

- ・主たる応援県の確認先：幹事県（毎年度交代）

幹事県は、予め決められている主たる応援県順位（福井県に対しては、1石川県、2岐阜県、3滋賀県の順）をもとに、各県と主たる応援県を調整・決定

- ・要請先：1石川県、2岐阜県、3滋賀県の順位に基づき、幹事県が調整・決定した主たる応援県

- ・応援内容：主たる応援県との間で調整

(3) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく応援要請（全国知事会）

① ブロック間応援 (※4)

- ・要請先：近畿ブロック知事会幹事県（兵庫県）またはカバー（支援）ブロックとなる中部圏知事会幹事県

- ・応援内容：中部圏知事会幹事県が割り当てた応援県との間で調整

(※4) ブロック内で複数の県が被災するなど、ブロック内の応援体制では被災県の応援等を行うことが困難な場合であって、全国規模の応援までは必要とされないとき、予め定めていたカバー（支援）ブロックが被災ブロックの応援を行うもの

② 広域応援 (※5)

- ・要請先：全国知事会または近畿ブロック知事会幹事県（兵庫県）

- ・応援内容：全国知事会が被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式により定める応援県との間で調整

(※5) 広範囲にわたって甚大な被害が発生若しくは推測され、複数ブロックによる広域応援が必要と認められる場合に、全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施するもの

<ブロック割>

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 <u>福井県</u> <small>(※6)</small> 滋賀県
近畿ブロック知事会	<u>福井県</u> <small>(※6)</small> 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

(※6) 中部圏知事会および近畿ブロック知事会に所属する福井県の所属ブロックは、近畿ブロック知事会を基本として、両知事会幹事県等と協議の上、決定する

3 応援要請の手続き

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、2の要請をする際、次の事項を明らかにして文書により行う。

ただし、事態が急を要する場合は、口頭により、または他県から派遣された情報連絡員を通じて要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ・被害の状況
- ・資機材および物資等の品目ならびにそれらの数量
- ・施設、提供業務の種類または斡旋の内容
- ・職種および人数
- ・応援区域または場所およびそれに至る経路
- ・応援期間（見込みを含む。）
- ・前各号に掲げるもののほか必要な事項

例：ヘリコプターの派遣場所およびヘリポートの位置

一時収容を必要とする被災市町名、地区名および避難対象人数

資料編 p 28～32 応援要請書〔近畿2府7県〕

- ・上記応援要請書は以下の場合に使用する。
 - 2 (1) ②の奈良県
 - 2 (2) ②の近畿2府7県
 - 2 (3) ①の近畿ブロック知事会
 - 2 (3) ②の全国知事会または近畿ブロック知事会

資料編 p 33～38 応援要請書 [中部9県1市]

- ・上記応援要請書は以下の場合に使用する。

- 2 (1) ①の岐阜県
- 2 (1) ③の石川県
- 2 (2) ①の石川県、富山県
- 2 (2) ③の中部9県1市
- 2 (3) ①の中部圏知事会

4 費用負担

応援に要した費用の負担については、他県との間で締結している応援協定に基づき協議し、決定する。また庁内担当部課による応援に要した費用は、別途担当部課で定めるマニュアル等によるものとする。

5 災害時応援協定の点検

災害時応援協定については、災害時に協定先への要請をスムーズに実施できるよう平時から、災害時の連絡先や要請手続、対応手順等を確認する。

第2節 人的応援の受入れ

1 県において受援が想定される業務

県内で大規模な災害発生後に、他県から人的応援を受けることが想定される県の業務は、概ね以下のとおりである。

業務内容	担当部課
被災状況調査（ドローンによる活動含む）、査定準備、応急復旧に関すること	土木部、農林水産部
急性期の医療活動に関すること（D M A T の活動）	地域医療課
避難所等での応急医療に関すること（救護班の活動）	地域医療課
被災者の健康相談等および避難所の衛生対策に関すること（保健師等公衆衛生技術職の活動）※	地域福祉課
被災地域の精神保健医療機能に関すること（D P A T の活動）	障がい福祉課
県営住宅の被災状況の点検、応急修理に関すること	建築住宅課
応急仮設住宅の建設に関すること	建築住宅課
みなし仮設住宅の申込受付に関すること	建築住宅課
下水道施設の緊急措置に関すること	河川課

※国の関係省庁等が応援の調整を行う業務

2 市町において受援が想定される業務

県内で大規模な災害発生後に、県、県内の他市町または他県（市町村を含む。）から人的応援を受けることが想定される市町の業務は、概ね以下のとおりである。

業務内容	担当部課・関係部課
避難所の運営に関すること	危機管理課
宅地の危険度判定に関すること※	都市計画課
建築物の応急危険度判定に関すること※	建築住宅課
応急給水（給水車派遣）に関すること※	公営企業課、河川課
水道施設の応急復旧に関すること	河川課
下水道施設の緊急措置に関すること	河川課
物資集積・配送拠点の運営に関すること	商業・市場開拓課、経営改革課
災害箇所調査・査定準備、応急復旧に関すること	土木部、農林水産部
住家の被害認定調査に関すること	市町協働課
被災者の健康相談等および避難所の衛生対策に関すること（保健師等公衆衛生技術職の活動）※	地域福祉課
避難所等での要配慮者への福祉支援に関すること（D W A T の活動）	地域福祉課
避難所のし尿・災害廃棄物等の収集処理に関すること	循環社会推進課
罹災証明書の発行業務（窓口業務）に関すること	市町協働課
市町営住宅の被災状況の点検、応急修理に関すること	建築住宅課
仮設住宅（みなし、建設）の申込受付に関すること	市町協働課
避難所および仮設住宅でのペットの受け入れに関すること	医薬食品・衛生課
市町災害ボランティアセンターの開設・運営支援等に関すること	県民協働課

※国の関係省庁等が応援の調整を行う業務

3 受援の必要性の把握

担当部課は、発災後、被害の全容が把握できない場合であっても、災害の規模等を踏まえ、県の業務に係る人的受援ニーズをできるだけ早期に判断し、以下の事項ができるだけ明確にしたうえで、県災対本部(応援受入部門職員受入チーム)に報告する。

区分	事例
業務内容	上記1の業務等
職種	事務、保健師、建築職、土木職等
人数	1名単位から要請可、1班単位（例：医師1名、保健師2名など）での要請可等
期間	1週間、当面の間等
受入先（勤務地）	土木事務所、健康福祉センター等
問合せ先	担当部課
その他必要な事項	応援を行うにあたり必要な資格や専門的な技能または資機材や機器等

4 必要とする人員の把握

県災対本部（応援受入部門職員受入チーム）は、担当部課からの人的受援ニーズをもとに、必要とする職種・人数をとりまとめる。

県災対本部（応援受入部門職員受入チーム）は、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、市町災対本部から派遣の要請を受けた人員について、必要とする職種・人数をとりまとめる。

資料編 p 39～45 応援要請書〔県・市町〕

5 人員の確保

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、4により集約した職種・人数について、他県の情報収集職員が参加する支援・応援調整会議を開催する。

県災対本部（応援受入部門職員受入チーム）は、上記会議において他県に対し、動員可能性の確認を行い、とりまとめる。

6 配置の決定

県災対本部（応援受入部門職員受入チーム）は、5により確保できる職種・人数をもとに、市町ごとの配置を決定し、その結果を市町災対本部に連絡する。県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、他県および被災していない市町に対し、人的応援を要請する。

第3節 政府現地対策本部

1 適用

大規模災害が発生し、国において緊急災害対策本部または非常災害対策本部が設置され、その災害に対処するために本県に政府現地対策本部が設置される場合に適用する。

災害対策基本法

(非常災害対策本部の設置)

第二十四条 非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

(非常災害対策本部の組織)

第二十五条 8 非常災害対策本部に、当該非常災害対策本部の所管区域にあつて当該非常災害対策本部長の定めるところにより当該非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、非常災害現地対策本部を置くことができる。

(緊急災害対策本部の設置)

第二十八条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。

(緊急災害対策本部の組織)

第二十八条の三 8 緊急災害対策本部に、当該緊急災害対策本部の所管区域にあつて当該緊急災害対策本部長の定めるところにより当該緊急災害対策本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、緊急災害現地対策本部を置くことができる。

2 政府現地対策本部の設置

(1) 設置場所

県災対本部（防災部門）は、内閣府より政府現地対策本部の設置場所の確保を依頼された場合、「緊急災害対策本部事務局業務マニュアル 現地対策本部業務マニュアル（平成27年3月 中央防災会議主事会議）」で示されている「標準的な部屋の配置計画（※7）」をもとに、県庁舎の地下1階正庁（404 m²）を手配する。（※7）標準的な配置には200 m²程度が必要

(2) 執務用品・設備

政府現地対策本部要員が使用するPC端末、通信機器など必要な執務用品・設備は、原則として国が自己完結で調達・設置する。本県からは、事務机および椅子を貸与し、配置にあたっては県災対本部（本部支援部門）が対応する。

(3) 政府現地対策本部との連携

県災対本部は、国と一体となった災害対応を実施するため、県災害対策本部事務局と政府現地対策本部の併設や、県災害対策本部会議と政府現地対策本部会議の合同開催などにより連携を図るものとする。

第4節 応援職員確保現地調整会議

1 派遣依頼

県災対本部（応援受入部門職員受入チーム）は、第2章第2節における支援班の派遣にかかわらず、被災した県内市町において災害対応業務を支援するための応援職員（災害マネジメント総括支援員を含む。以下、「応援職員」という。）に関する更なるニーズを把握した場合、総務省および被災地域ブロック幹事府県へその旨報告する。

また、上記支援班の派遣だけでは被災市町において完結して災害対応業務を実施することが困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

2 設置場所

県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）は、総務省、関係団体および被災地域ブロック幹事府県で構成する応援職員確保調整本部（以下、「確保調整本部」という。）が総務省内に設置された場合、確保調整本部と応援職員の派遣調整を行うための現地調整会議が県庁内に設置されることを鑑み、現地調整会議の開設について同章第3節の政府現地対策本部と同様の箇所を手配する。

なお、設置場所および執務用品・設備に関しては同章第3節2（1）および（2）を参照する。

3 現地調整会議

県災対本部（応援受入部門職員受入チーム）は、現地調整会議に出席し、総務省、関係団体および関係都道府県とともに収集した情報について確保調整本部への報告等を行う。

4 費用負担

応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令または災害時相互応援協定等の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市町または県とが協議して定めるものとする。

なお、費用負担の検討にあたっては、以下に留意すること。

- ・避難所運営経費など災害救助法第4条に規定する救助に要する経費は、被災県が支弁すること
- ・災害救助法の対象外経費（災害対策本部運営支援、罹災証明書交付など）のうち被災地域の応援等に要する経費については、応援側に特別交付税措置が講じられること

5 被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱

1から4を含む応援職員派遣等については、総務省の定める「応急対策職員派遣制度に関する要綱」および「応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル」によるものとする。

第5節 物的応援の受入れ

1 市町から要請を受けた物資の調達

(1) 必要とする物資の把握

県災対本部（応援受入部門物資受入チーム）は、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、市町災対本部から供給の要請を受けた物資について品目・数量をとりまとめる。

資料編 p 55 応援・受援物資管理帳票

(2) 物資の調達

県災対本部（応援受入部門物資受入チーム）は、1 (1) により集約した品目・数量について、以下のとおり確認を行い、とりまとめる。

① 県および県内市町の備蓄状況確認

県が備蓄している品目・数量を確認するとともに、県内市町に対し、提供可能な品目・数量を確認する。

② 他県に対する確認

受援・応援調整会議を通じて他県の情報収集職員に対し、調達可能な品目・数量を確認する。

③ 災害時応援協定を締結している事業者に対する確認

各担当班を通じて協定締結事業者に対し、調達可能な品目・数量を確認する。

担当班	調達物資
産業労働部工業班	衣料品および燃料
農林水産部調達班	応急生活物資および農畜産物
産業労働部商業・サービス業・産業復旧班	上記以外

④ 国に対する確認

政府現地対策本部を通じて国に対し、調達可能な品目・数量を確認する。

(3) 配分の決定

県災対本部（応援受入部門物資受入チーム）は、1 (2) により調達できる品目・数量をもとに、市町ごとの配分を決定し、その結果を市町災対本部に連絡する。また、以下のとおり、物資の供給を要請する。

① 被災していない県内市町に対しては県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）から要請する

② 他県に対しては県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）から要請する

③ 災害時応援協定を締結している民間企業等に対しては各担当班から要請する

④ 国に対しては県災対本部（応援受入部門総務・渉外チーム）から要請する

2 プッシュ型^(※8)による物資の調達

(※8) 大規模な災害が発生した際に、国が県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に輸送するもの

(1) 想定

発災後から3日目までは、個人の備蓄、県・市町の備蓄および協定締結事業者や他県から提供される物資により対応し、4日目からは、これらに加え、国からプッシュ型で提供される物資の供給を開始すると想定する。

(2) 配分の決定

県災対本部（応援受入部門物資受入チーム）は、以下の必要量の算出式をもとに、市町ごとの配分を決定し、その結果を市町災対本部に対し、連絡する。

必要量の算出式（「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を参考に作成）

品目	1日分の算出式
飲料水	避難所避難者数×一人1日当たり 30×1.2 (※9)
食料	避難所避難者数×一人1日当たり 3食×1.2 (※9)
毛布	避難所避難者数×一人当たり必要枚数2枚
育児用 調製粉乳	避難所避難者数×0歳人口比率 (※10) ×一人1日当たり必要量140 g
乳児・ 小児用おむつ	避難所避難者数×0～2歳人口比率 (※10) ×一人1日当たり必要量8枚
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005 (※11) ×一人1日当たり必要量8枚
携帯トイレ・ 簡易トイレ	避難所避難者数×一人1日当たり使用回数5回
トイレット ペーパー	避難所避難者数 ×一人1日当たり必要量0.18巻 (※12)
生理用品	避難所避難者数×12～51歳女性人口比率 (※10) ×一人1日当たり必要量4.3枚×1/4 (※13)

(※9) 避難所避難者以外の食料需要を想定したもの

(※10) 国勢調査における数値から引用 資料編 p 4 6 人口比率[R2国勢調査]

(※11) 避難所避難者における要介護の高齢者を想定したもの

(※12) 経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算

(※13) 生理期間を4週に1回と想定したもの

3 個人、企業等からの物資の受入れ（義援物資）

(1) 基本方針

- ① 県は、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、受入れる。ただし、受入れを必要とする品目・数量を確定するまでの間は、原則受け入れないものとする。
- ② 確定後は、報道機関等を通じて公表し、企業等からの大口の義援物資の受入れを行う。その際、企業等に対し、別に定める義援物資管理帳票の作成および送付を求める。
- ③ 個人または小口の義援物資については、被災地が真に必要とするもの（例：おもちゃ、絵本等）に限り、受入れ側の負担を勘案の上、受入れを行う。その際、混載を避けて品目毎に梱包するよう、報道機関等を通じて周知する。
- ④ ③以外の物資は、受け入れないものとし、義援金による支援を積極的に呼びかけるものとする。
- ⑤ 受入れ場所までの義援物資の輸送手段は、提供側が確保するよう要請する。

資料編 p 5 6 義援物資管理帳票

(2) 必要とする義援物資の把握

県災対本部（応援受入部門物資受入チーム）は、1（1）に基づき受入れを希望する物資の品目リストを作成し、救助班（地域福祉課）に連絡する。

(3) 希望する義援物資の受入れおよび広報

救助班（地域福祉課）は、受入れ場所について県災対本部（応援受入部門物資受入チーム）と調整して決定し、報道機関等を通じて周知する。また、受入れた物資については、品目・数量をとりまとめ、県災対本部（応援受入部門物資受入チーム）に連絡する。

(4) 配分の決定

県災対本部（応援受入部門物資受入チーム）は、3（3）により受入れた品目・数量をもとに、市町ごとの配分を決定し、その結果を市町災対本部に連絡する。

4 物資の受入れ・輸送

(1) 物資の受入れ

県災対本部（応援受入部門物資受入チーム）は、受入れる物資の規模に応じて、受入施設を選定する。

① 規模が大きい場合

ア 広域物流拠点の開設

- ・国からのプッシュ型で供給される物資を受入れて保管する場合等

に対応するため、あらかじめ指定した広域物流拠点の中から開設する拠点を決定する。

イ 物資受入要員等の派遣

- ・決定した拠点に対して物資受入要員を派遣するとともに、必要に応じて災害時応援協定に基づき、福井県トラック協会および福井県倉庫協会等に対して物流専門家等の派遣を依頼する。
- ・派遣された物資受入要員および物流専門家等は、拠点に災害対策連絡事務所を設置し、事務所の運営、物資の入出庫管理、在庫管理、県対策本部との連絡調整を行う。

ウ 民間倉庫の提供要請

- ・なお、広域物流拠点だけでは十分に対応できない場合等においては、必要に応じて災害時応援協定に基づき、福井県倉庫協会に対し、民間倉庫の提供を要請する。

エ 資機材の貸与要請

- ・また、物資を円滑に受入れて保管するため、災害時応援協定に基づき、福井県倉庫協会、福井県トラック協会またはレンタル事業者に対し、パレットやフォークリフト等の資機材の貸与を要請する。

②規模が小さい場合

県が指定する地域防災基地等を開設し、物資を受入れて保管する。

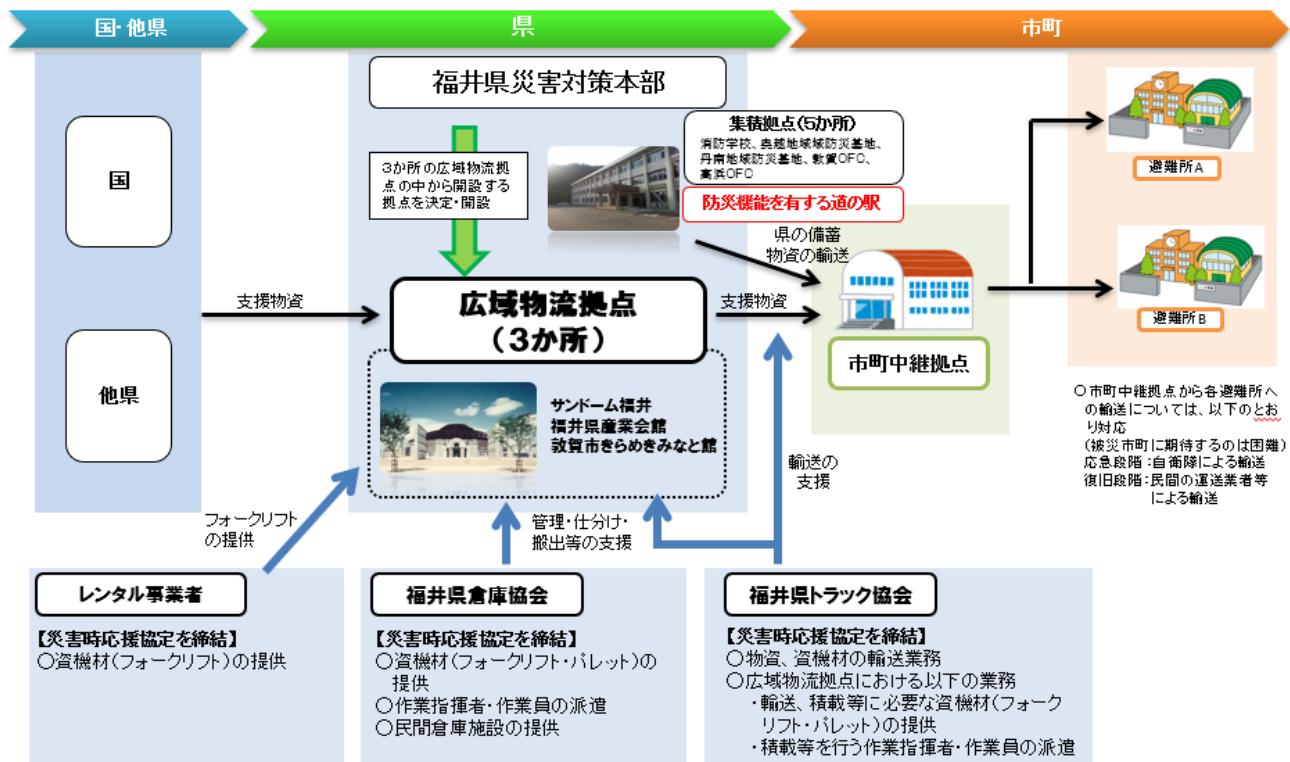
必要に応じて、上記①と同様に物資受入要員等の派遣や災害対策連絡事務所の設置等を行う。

(2) 輸送

県災対本部（応援受入部門物資受入チーム）は、配分の決定結果を輸送・労務班（労働政策課）に連絡する。

輸送・労務班（労働政策課）は、災害時応援協定に基づき、福井県トラック協会等に対し、広域物流拠点等から市町の物資集積拠点または避難所までの物資輸送を要請する。福井県トラック協会等への要請だけでは十分な輸送手段の確保ができない場合、物資輸送について、県災対本部（応援受入部門物資受入チーム）を通じ、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

図2 大規模災害時における物資の物流について



第4章 執務スペースの確保

1 受援業務の執務スペースの割振り

大規模な災害発生後には、実動機関や国・他県など様々な関係機関から職員が県庁舎に派遣されることから、関係機関に執務スペースを速やかに提供するため、以下のとおり予め部屋割りを想定しておくものとする。

ただし、会議室の被災状況や執務を遂行する上で必要な場合は、適宜、部屋割りの変更について、想定以外の会議室等も含め県災対本部（本部支援部門）において調整を行う。

階数	部屋名称	収容可能人数	機能
B1階	正庁	74	DHEAT DWAT調整本部 福井JRAT DPAT調整本部 JDA-DATふくい 福井県歯科医師会 福井県透析施設ネットワーク DMATコーディネーター DMAT隊員 福井県災害医療コーディネーター 日赤災害コーディネーションチーム 災害時小児周産期リゾン 医師会等医療関係団体 災害薬事コーディネーター 福井県獣医師会 厚生労働省
1階	会議室101	8	事業者サポートセンター（対面相談）
2階	中会議室	23	予備スペース
3階	会議室301	6	予備スペース
4階	会議室402	9	災害対策ボランティア本部
6階	会議室602	17	国打合せ室 被災者支援インフラ復旧
	大会議室	39	消防、緊援隊、自衛隊、北陸地盤、海保、警察 TEC-FORCE 国交省
7階	会議室703	5	予備スペース
	第1分室	9	予備スペース
	OB室	5	予備スペース
	特別会議室	37	予備スペース
	庁議室	30	予備スペース
8階	共創スペース	61	生活再建T 物資T 孤立対策T 義援金分配T
			予備スペース
			会議室801
			5
	会議室902	17	応急仮設住宅T(建築型)
9階	会議室901	13	上下水道復旧国交省、厚労省（給水支援チーム）
10階	会議室1001、1002	56	県災害対策本部事務局 各省庁中枢機能（ミニ霞が関） 〃 〃
			総合防災センター
			28 災害対策本部
			会議室1004 9 災害救助法事務
	会議室1005	9	安否不明者・死者の氏名公表
	会議室1006	12	災害廃棄物処理支援T
	審問廷	25	予備スペース
11階	会議室1101	14	なりわい再建支援補助金審査・コールセンター
	会議室1102	11	予備スペース
	合計	523	

<執務スペースにおける留意事項>

- ・各執務スペースの入口等に、室内の機関名を明示し、入室しやすい環境づくりを行うこと
- ・通信途絶時においては、通信衛星設備を活用し、関係機関との通信体制を確保すること（県庁舎にスターリンク整備済）
- ・フリーアドレス化を活用した執務スペースの確保もを行うこと

2 政府現地対策本部との連携

県災対本部は、政府現地対策本部が県庁舎内に設置される場合において、国と一体となった災害対応を実施するため、必要に応じて県災害対策本部事務局と政府現地対策本部を県庁舎地下1階正庁に併設する。

第5章 緊急輸送ルート等の確保

1 輸送の種類

(1) 陸上輸送

陸上輸送路は、「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づく緊急輸送道路を基本とする。

(2) 航空輸送

航空輸送の拠点として利用する空港およびヘリポートは、福井空港および若狭ヘリポートを基本とし、必要に応じて場外離着陸場の中から災害対策用ヘリポートを開設する。

(3) 海上輸送

海上輸送の拠点として利用する港は、福井港（北耐震岸壁I）、敦賀港（桜E耐震岸壁）、和田港（外港耐震物揚場）を基本とする。

2 アクセスの確保

県災対本部等は、人員・物資の輸送が迅速かつ円滑に行われるようにするため、被災地域へ到達するアクセスを確保する。

(1) 県災対本部（防災部門、緊急輸送部門）

- ① 緊急輸送部門は、道路、空港および港等の被害状況および応急復旧状況等の情報について、県災対本部（施設対策部門）と連携し、国土交通省、高速道路事業者、警察等の協力を得て収集し、とりまとめる。
- ② 緊急輸送部門は、通行が可能な道路等の情報に基づき、緊急輸送ルートを選定する。
- ③ 防災部門は、県が所有または調達した車両について、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両の確認ならびに標章および証明書の交付を行う。

資料編 p 47 緊急通行車両確認証明書

(2) 県公安委員会

- ① 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項に基づき、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止または制限する。
- ② ②(1)③以外の車両について、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両等の確認ならびに標章および証明書の交付を行う。

(3) 市町災対本部

- ① 市町内の道路（特に、救助活動拠点および物資集積拠点へのアクセス道路等）の被害状況を把握し、道路の通行可否等を確認し県災対本部（緊急輸送部門）に報告する。

3 災害応急対策に従事する車両への燃料供給

（1）燃料の供給要請

県災対本部（緊急輸送部門）は、災害時応援協定に基づき、災害応急対策に従事する車両に対する石油燃料の優先的な供給について、福井県石油業協同組合に対し、協力を要請する。

（2）被災状況等の把握

県災対本部（緊急輸送部門）は、福井県石油業協同組合と協力し、県内の中核給油所等の被災状況や災害応急対策に従事する車両に対する優先供給状況に関する情報を把握し、実動機関を始めとする関係機関に周知する。

4 有料道路

（1）無料措置の協議

県災対本部（緊急輸送部門）は、他県等からの人的・物的応援を円滑に受け入れるにあたり、高速道路の無料化が必要であると認めるときは、中日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社と協議を行う。

（2）無料措置の要請

県災対本部（緊急輸送部門）は、協議の結果、無料措置を受けることが可能である旨の連絡を受けた場合、各高速道路会社、道路公社に対し、無料措置を講ずるよう文書で要請する。

あわせて、他県に対し、物資輸送等の応援のため有料道路を使用したい旨の申し出があった場合、災害派遣等従事車両証明書を発行するよう依頼する。

資料編 p 4 9 有料道路の無料措置依頼書

資料編 p 5 4～5 4 災害派遣等従事車両証明書の発行依頼書等

第2編 応援計画編

第1章 被災地の情報収集

1 職員の参集

(1) 相互応援協定締結府県での災害

危機管理課は、次の場合に課職員を参集し、情報収集にあたるとともに、応援要請の有無を確認する。

- ① 下記相互応援協定締結府県において震度5強以上が観測された場合
- ② 津波警報または大津波警報が発表された場合
- ③ その他甚大な被害が推測される場合

<相互応援協定締結府県>

富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県

(2) 相互応援協定締結府県以外での災害

危機管理課は、広範囲にわたって甚大な被害が発生もしくは推測され、全国知事会の調整の下、全国的な広域応援が実施される可能性がある場合に、課職員を参集し、情報収集にあたるとともに、応援要請の有無を確認する。

2 情報収集職員の派遣

(1) 自主的な派遣

知事は、被災した都道府県（以下「被災県」という。）から応援の要請がない場合であっても、以下の場合には、応援の必要性を把握するため、情報収集職員を派遣する。

- ① 相互応援協定締結府県において震度6弱が観測された場合
- ② 相互応援協定締結府県に緊急消防援助隊が派遣された場合
- ③ その他甚大な被害が発生した場合

なお、相互応援協定締結府県が被災した場合は、被災府県以外の応援協定構成団体と相互に調整を図ることに留意する。

<相互応援協定締結府県（14府県）>

富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県

(2) 南海トラフ地震が発生した場合

南海トラフ地震発生時については、「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン（令和7年4月 総務省）」に基づき職員派遣を行うこととする。

(3) 業務內容

情報収集職員は、被災県の災害対策本部等において、以下の業務を行う。

- ・被害等の情報収集と状況把握
 - ・災害応急対策等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - ・他県や全国知事会等からの情報収集職員との情報交換および要請受入の割振・調整
 - ・輸送ルート、物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
 - ・上記のほか、災害応急対策等の応援を円滑に行うにあたって必要な業務

(4) 派遣時の留意事項

情報収集職員は1組2名以上で派遣し、うち1名は課長補佐級以上の職員をあてる。

危機管理課および人事課は、派遣する情報収集職員を別に定める職員リストより選定・決定のうえ、ローテーション計画を作成し、管理する。

派遣期間は、実動として3～5日とし、少なくとも半日を使って、次の職員に業務を引継ぐことを原則とする。

【参考】派遣する情報収集職員のローテーション（例）

(5) 情報収集職員の心得

情報収集職員は、被災地で活動するにあたり、以下のことに留意する。

- ・安全を第一に考えること
 - ・健康管理に十分気を付けること
 - ・被災者、被災自治体の目線での対応を心掛けること
 - ・被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動すること
 - ・福井県を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること

(6) 携行品

危機管理課は、災害の状況、活動期間等を踏まえ、情報収集職員が必要とする携行品を準備する。また、発災初期においてトイレカーとキャンピングカーをセットで進出させ、迅速な被災地支援を展開する（被災地からのニーズによってはトイレトラックも追加派遣する）。

＜想定する携行品＞

食料、飲料水、寝袋、毛布、パソコン、通信機器（公用携帯電話・衛星通信設備・衛星携帯電話等）、デジタルカメラ、地図、防寒着、ヘルメット、手袋、マスク、筆記用具、携帯トイレ、プライベートテント、簡易テント、ウェットティッシュ、ポータブル蓄電池、充電器、内履き、長靴、ラジオ

(7) 宿泊場所等

危機管理課は、予め情報収集職員の活動に必要な宿泊場所や車中泊に必要な備品が整備された車両等の移動手段を確保するものとする。

(8) 費用負担

派遣に要した費用は、福井県が負担する。

第2章 県の応援体制

1 応援要請の受付

被災県からの人的・物的応援の要請の受付は以下を基本とし、受けた要請については、速やかに関係部課と調整し、応援の可否、応援内容等について被災県に連絡する。

- ・人的応援の要請の受付：人事課
- ・物的応援の要請の受付：危機管理課

ただし、各応援業務の所管部課において直接要請を受けた方が迅速な応援が可能な場合など、必要に応じて所管部課が受付を担当することを妨げるものではない。

2 応援対応業務

危機管理課および人事課は、被災県から人的・物的応援の要請があった場合、または要請を受ける可能性がある場合に、関係部課と調整し、以下の業務を行う。

①応援に関する状況把握・とりまとめ

- ・ 庁内における職員や物資の応援状況を把握し、とりまとめる
(何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援として送り込んでいるか)

②応援に係る資源管理

- ・ 被災県における人的・物的受援ニーズと、現状の応援状況を整理する
- ・ 今後必要となる職員や物資の内容を検討し、応援計画を作成する

③庁内調整

- ・ ①でとりまとめた結果を、庁内の担当部課と共有する
- ・ 必要に応じて、庁内の調整会議を開催・運営する

④応援職員に対する支援

- ・ 応援職員に、被災地の被災・対応状況や応援に関する心得を説明する
- ・ 応援先での宿泊場所や車両等の移動手段を情報提供または準備する
- ・ 応援に入る際の携行品、応援業務に必要な資機材について準備する、または応援職員に準備させる
- ・ 派遣中の応援職員向けの相談窓口として、業務に関する情報提供や相談対応を行う
- ・ 適切な業務の引継ぎを可能とする応援ローテーション計画を作成し、管理する
- ・ 応援職員の緊急連絡先を把握し、適宜必要な連絡を取る

3 幹事府県または主たる応援県の決定

危機管理課は、以下の協定に基づき応援を行う際には、応援する府県間の連絡調整や応援の割振りを行う「幹事府県」または「主たる応援県」について、関係機関と協議し、決定する。

(1) 近畿2府7県による「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」

- ・構成団体：福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合
- ・幹事府県：① 被災府県が複数の場合には、関西広域連合と協議の上、カウンターパートを決定するとともに、同一の被災府県を応援する応援府県間の連絡調整を行う幹事府県を決定
② ①以外の場合には、幹事府県は関西広域連合が担当

(2) 中部9県1市による「災害時等の応援に関する協定」

- ・構成団体：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市
- ・主たる応援県：① 太平洋側の複数県が被災した場合^(※14)には、幹事県が次表の順位に基づき、該当県と調整して決定

被災県市	主たる応援県順位	
静岡県	1 富山県	2 長野県
愛知県	1 石川県	2 岐阜県
三重県	1 <u>福井県</u>	2 滋賀県

(※14) 太平洋側の3県すべてで震度6以上の地震が発生した場合などが想定される

- ② ①以外の場合には、幹事県が次表の順位に基づき、該当県と調整して決定

被災県市	主たる応援県順位		
富山県	1 石川県	2 長野県	3 岐阜県
石川県	1 富山県	2 <u>福井県</u>	3 岐阜県
長野県	1 富山県	2 石川県	3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県	2 三重県	3 富山県
静岡県	1 愛知県	2 長野県	3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県	2 三重県	3 静岡県
三重県	1 愛知県	2 岐阜県	3 滋賀県
滋賀県	1 三重県	2 <u>福井県</u>	3 岐阜県

4 全国知事会からの応援要請

県は、大規模災害が発生し、全国知事会から協定に基づく広域応援を実施する旨の連絡を受けた際は、対口支援方式を基本として全国知事会が作成する広域応援実施要領に沿って被災県の応援を行う。

5 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請

県は、大規模災害が発生し、確保調整本部から県外被災市区町村への応急対策職員派遣について協力依頼があった場合は、対口支援方式を基本として被災市区町村への応援を行う。

6 県内市町の相互応援体制

被災市町から応援の要請を受けた県は、他の市町による応援が必要と認めたときは、被災市町が属するブロック（別表に定めるブロックをいう。）内の市町と速やかに調整の上、応援の割当てを決定するものとする。

ブロック	市町
福井・坂井・奥越	福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町
丹南	鯖江市、越前市、池田町、越前町、南越前町
嶺南	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

7 全庁体制による応援

県は、県外で大規模かつ広域的な災害が発生し、全庁体制で応援を行う必要がある場合は、県災対本部または県災害対策連絡室を参考にして、組織的な応援体制の設置について検討する。

【参考】東日本大震災時および能登半島地震時の福井県の応援体制

平成23年3月に発生した東日本大震災の際は、知事をトップとする東日本大震災対策・支援本部を設置し、令和6年1月に発生した能登半島地震の際は、知事をトップとする令和6年能登半島地震災害福井県支援本部を設置し、全庁体制で支援を実施した。

第3章 応援職員の派遣

1 職員の派遣が想定される業務

県外で大規模な災害発生後に、県から応援職員を派遣することが想定される業務は、概ね以下のとおりである。

業務内容	担当部課	派遣人數目安
被災状況調査（ドローンによる活動含む）、査定準備、応急復旧、TEC-FORCE等との連携（平時からの研修・訓練含む）に関すること	土木部	1 チーム 3 名程度（土木部）
	農林水産部	1 チーム 2 名程度（農林水産部） ※発災直後の情報収集には、土木部および農林水産部とともに、1名ずつ派遣
避難所等での応急医療に関すること（救護班の活動）	地域医療課	1 チーム 5 名程度 (福井県DMAT運営要綱より)
急性期の医療活動に関すること（DMATの活動）	地域医療課	1 チーム 5 名程度 (福井県DMAT運営要綱より)
被災者の健康相談等および避難所の衛生対策に関するこ（保健師等公衆衛生技術職の活動）※	地域福祉課	1 チーム 3 名程度 (地域福祉課内規より)
災害時健康危機管理支援に関するこ（DHEATの活動）	地域福祉課	1 チーム 5 名程度 (福井県DHEAT設置運営要綱より)
避難所等における福祉支援に関するこ（DWATの活動）	地域福祉課	1 チーム 5 名程度 (福井DWAT活動マニュアルより)
被災地域の精神保健医療機能に関するこ（DPATの活動）	障がい福祉課	1 チーム 3～5 名程度 (DPAT活動マニュアルより)
被災地における社会福祉施設の入居者等の生活の確保に関するこ（介護職員の活動）※	長寿福祉課 障がい福祉課	各施設の派遣可能人數・派遣要請人數による
県営住宅の被災状況の点検、応急修理に関するこ	建築住宅課	派遣要請人數による
応急仮設住宅の建設に関するこ	建築住宅課	派遣要請人數による
みなし仮設住宅の申込受付に関するこ	建築住宅課	派遣要請人數による
建築物の応急危険度判定活動に関するこ※	建築住宅課	1 チーム 4 名程度 (建築住宅課内規より)
宅地の応急危険度判定活動に関するこ※	都市計画課	1 チーム 3～4 名程度 (被災宅地危険度判定業務実施マニュアルより)
市町村災害対策本部または避難所の運営等の応援に関するこ	人事課とりまとめ	派遣要請人數による
避難所および仮設住宅でのペットの受け入れに関するこ	医薬食品・衛生課	派遣要請人數による
災害ボランティアセンターの開設・運営支援等に関するこ	県民協働課	派遣要請人數による

※国の関係省庁等が応援の調整を行う業務

2 派遣時の留意事項

担当部課は、派遣する応援職員を選定・決定のうえ、ローテーション計画を作成し、管理する。

派遣期間は、実動として3～5日を基本とし、少なくとも半日を使って、次の職員に業務を引継ぐことを原則とする。また、担当部課においては、派遣者リストの事前作成に努める。

3 応援職員の心得

応援職員は、被災地で活動するにあたり、以下のことに留意する。

- ・安全を第一に考えること
- ・健康管理に十分気を付けること
- ・被災者、被災自治体の目線での対応を心掛け、不用意な発言をしないこと
- ・指示待ちをせず、積極的に被災自治体の職員を支援すること
- ・被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動すること
- ・次の応援職員への引継ぎまでが応援業務であることを意識すること
- ・福井県を表示する腕章を着用する等、その身分を明らかにすること

4 携行品

担当部課は、災害の状況、活動期間等を踏まえ、応援職員が必要とする携行品を準備する。

<想定する携行品>※第1章 被災地の情報収集と同様

食料、飲料水、寝袋、毛布、パソコン、通信機器（公用携帯電話・衛星通信設備・衛星携帯電話等）、デジタルカメラ、地図、防寒着、ヘルメット、手袋、マスク、筆記用具、携帯トイレ、プライベートテント、簡易テント、ウェットティッシュ、ポータブル蓄電池、充電器、内履き、長靴、ラジオ

5 宿泊場所等

担当部課は、予め応援職員の活動に必要な宿泊場所や車中泊に必要な備品が整備された車両等の移動手段を確保する。

6 費用負担

応援に要した費用の負担については、応援を行うことの基となる相互応援協定に基づき協議し、決定する。また府内担当部課による応援に要した費用は、別途担当部課で定めるマニュアル等によるものとする。

7 災害マネジメント総括支援員等の登録促進

災害対応に対するノウハウを次の災害の際に生かすとともに、被災した際に自ら対応できる力を確保しておくため、災害マネジメント総括支援員等の登録を促す。